

2005 年第 128 號法律公告

《2005 年儲稅券 (利率) (第 5 號) 公告》

(根據《儲稅券 (第 4 系) 規則》(第 289 章，附屬法例 A)
第 7(2)(h) 條訂立)

1. 訂明利率

儲稅券如於 2005 年 8 月 1 日或該日後發出，則其利率須為年息 1.6000%。

2. 修訂附表

《儲稅券 (利率) (綜合) 公告》(第 289 章，附屬法例 B) 的附表現予修訂——

(a) 在第 148 項中，在“該日後”之後加入“而在 2005 年 8 月 1 日前”；

(b) 加入——

“149. 2005 年 8 月 1 日或該日後 年息 1.6000%”。

署理財政司司長
葉澍堃

2005 年 7 月 26 日

註 釋

本公告將在 2005 年 8 月 1 日或該日後發出的儲稅券的利息的年利率定為 1.6000%。